

複写機・複合機の
操作画面アイコンガイドラインー
第1部:送信系機能

JBMIA-TR-17:2009

(2014 確認)

平成21年12月 制定

社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

標準化センター

UIデザインプロジェクト

ビジュアルランゲージWG

2008年度及び2009年度ビジュアルランゲージWG委員構成表

(08主査)	渡辺 衆	富士ゼロックス株式会社
(09主査, 08副主査)	西世古 旬	コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社
(09副主査)	森下 泰敬	キヤノン株式会社
(委員)	吉田 智美	キヤノン株式会社
	鈴木 裕子	株式会社リコー
	益田 あや	株式会社リコー
	前田 哲哉	京セラミタ株式会社
	仲西 眞一	京セラミタ株式会社
	斎藤 直樹	シャープ株式会社
	石尾 久哉	東芝テック株式会社
	尾中 竜一	村田機械株式会社
	大江原 容子	コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社
	菊地 陽介	セイコーエプソン株式会社
(08年度UIDPリーダー)	今井 信之	キヤノン株式会社
(09年度UIDPリーダー)	三浦 雄一	パナソニック株式会社
(オブザーバー)	山口 保武	ブラザー工業株式会社
(事務局)	竹下 眞仁	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

TR番号：JBMIA-TR-17

制 定：平成21年12月24日

原案作成：標準化センター UIデザインプロジェクト ビジュアルランゲージWG

目 次

序文	(1)
1 適用範囲	(1)
2 用語及び定義	(1)
3 ガイドライン	(1)
3.1 規定方法	(1)
3.2 規定項目	(2)
3.3 ガイドライン	(2)
解説	(11)

白 紙

複写機・複合機の操作画面アイコンガイドライン

第1部：送信系機能

Design guideline of operational screen icons for copiers and multi-function devices—Part1:Transmission function

序文

近年、複写機・複合機の操作画面＝グラフィカルユーザインタフェース（以下、GUIと略す。）には、多岐に渡る機能をユーザーが使いこなせるよう、よりわかりやすいインタラクション（対話）デザインが求められている。しかし、現状は各メーカーで個別にアイコン表現を追及しており、同じ機能を示すアイコンの意匠がメーカー間で異なってきている。

複写機・複合機を操作する際に使用者へ混乱を招かないように、アイコン作成のための考え方と原形をガイドラインとして規定した。

1 適用範囲

複写機・複合機のGUIで使用される送信系アイコンに適用する。“ファクス”，“インターネットファクス”，“Eメール”，“アドレス帳”，“グループ宛先”，“内蔵された記録装置へのドキュメントの保存”，“内蔵された記録装置からのドキュメントの取り出し”及び“ネットワーク上のPC，サーバー又は記録装置への送信及び／又は保存”の8種を規定した。

2 用語及び定義

このガイドラインで用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1

アイコン

画面上に表示される図記号であって、特定の機能又はソフトウェア適用業務を指し示すことが出来るもの（JIS X 0013）。

2.2

送信系アイコン

ネットワークサービスを利用する機能を表すアイコン。

3 ガイドライン

3.1 規定方法

このガイドラインでは、アイコン構成要素を“線画”および“言語”で“考え方”を、そこから構成される形状を“原形”として規定した。これにより、各社での独自性、画面仕様、媒体の違いによる表現の幅を許容している。

3.2 規定項目と定義

- ・ 通し番号：便宜上の管理番号
- ・ 名称と英語名称：便宜上取り付けた名称。実際の商品に用いられるものではない。
- ・ 機能定義：概略の機能。
- ・ 考え方：“線画”と“文言語”によりアイコンを案出する考え方。
- ・ 原形：考え方を視覚化し，作成時の基本となる図形。
- ・ 視覚事例：アイコンの表現事例。出典を記載。
- ・ 関連した他の規格／類似例：関連規格や注意が必要な類似の事例。
- ・ 注記：アイコン創作時の参考情報。

事例として記載しているアイコン類は，総て提供元各社に著作権，所有権が帰属する。事例をそのまま流用してはならない。

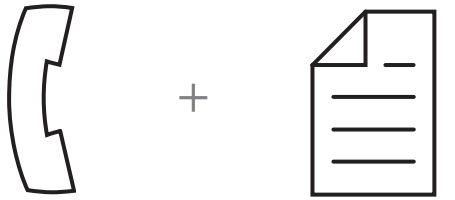
3.3 ガイドライン

ガイドラインの具体的な規定は，次ページ以降に記載する。

001 ファクス
Facsimile

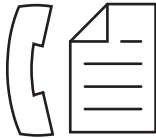
機能定義 ファクス機能、ファクスの宛先、ファクスを送る

考え方 通信機器(ハンドセットもしくは小型ファクス)が電話通信の意。その通信を利用してドキュメントを取り扱うのがファクスであることを示している。

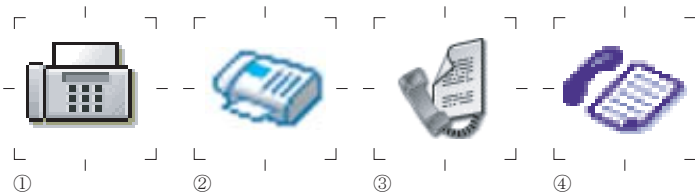


通信機器
(ハンドセット、小型ファクス) ドキュメント

原形



事例 掲載アイコンの著作権、所有権は事例情報の提供元企業に帰属します。



※提供元企業
① (株) リコー
② ブラザー工業 (株)
③ 富士ゼロックス (株)
④ セイコーエプソン (株)

関連した他の規格／類似例



注記

002 インターネットファクス

Internet facsimile

機能定義

インターネットファクス機能、インターネットファクスの宛先、インターネットファクスを送る

考え方

通信機器(ハンドセットもしくは小型ファクス)とドキュメントでファクスを示し、地球と組み合わせることでインターネットファクスを表す。



通信機器

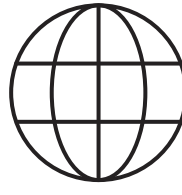
(ハンドセット、小型ファクス)

+



ドキュメント

+



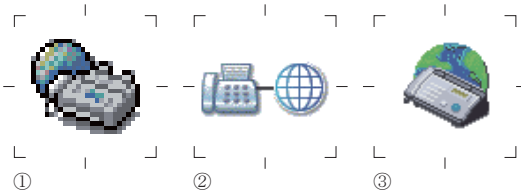
地球

原形



事例

掲載アイコンの著作権、所有権は事例情報の提供元企業に帰属します。



※提供元企業

①キヤノン (株)

②東芝テック (株)

③コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)

関連した他の規格／類似例



JIS B 0139 011
ファクシミリ

注記

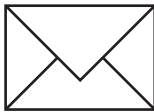
003 Eメール
E-mail

機能定義 Eメール機能、Eメールの宛先、Eメールを送る

考え方 国際的に汎用性の高い洋型封筒でメールを表す。
封筒であると判別しやすい糊付け面を正面とする。
より分かりやすくするために通信を連想させる“地球”やメールアドレスを連想させる“@”などの図柄を副次的に加えてもよい。



原形



糊付け面を正面とした洋型封筒で表現する。

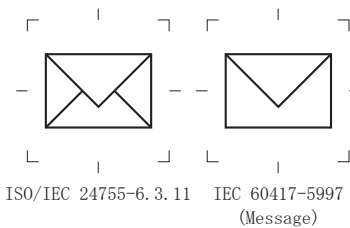
事例

掲載アイコンの著作権、所有権は事例情報の提供元企業に帰属します。



※提供元企業
①セイコーエプソン (株)
②富士ゼロックス (株)
③東芝テック (株)

関連した他の規格／類似例



国際規格:
ISO/IEC 24755:2007 Information technology
— Screen icons and symbols for personal mobile communication devices
IEC 60417 Graphical symbols for use on equipment

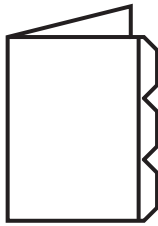
注記 封筒の宛先面を正面とする場合は、“はがき”と混同されないように配慮し図案化すること。

004 アドレス帳

Address book

機能定義 アドレス帳を示す、アドレス帳からの宛先指定

考え方 一般的な冊子と区別するため、アドレス帳として一般的なタブ付きのノート型とする。
電話帳を含むことも可とする。



アドレス帳
(タブ付きのノート)

以下に示すように同様の機能定義は他の規格にすでに存在するが、複写機、複合機に固有の図記号、アイコンとの混同を避けるため、これらに類似したアイコンは本ガイドラインでは推奨しない。
ISO-24755-2007-6.3.1はJIS B 0139 030 写真原稿に、CES-DZ 363 電話帳はJIS B 0139 032 ブック原稿に、それぞれ混同されるおそれがある。

原形

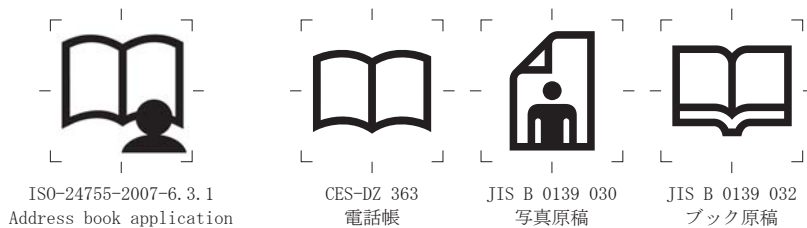


事例 掲載アイコンの著作権、所有権は事例情報の提供元企業に帰属します。



※提供元企業
①キヤノン (株)
②東芝テック (株)
③富士ゼロックス (株)

関連した他の規格／類似例



ISO-24755-2007-6.3.1
Address book application

CES-DZ 363
電話帳

JIS B 0139 030
写真原稿

JIS B 0139 032
ブック原稿

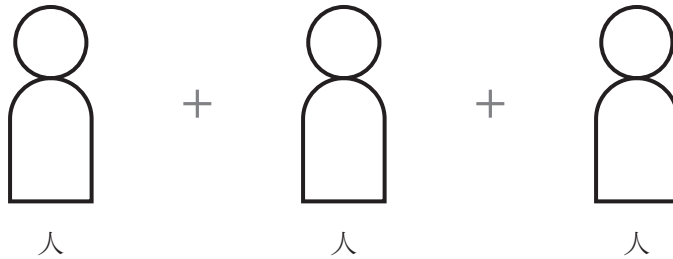
注記

005 グループ宛先

Group address

機能定義 登録されたグループの宛先

考え方 3人の人が集まることで、グループを表現する。
 表現として、3人以上の場合もある。
 また、人の他に他の機器と組み合わせる場合も可とする。



原形



事例 掲載アイコンの著作権、所有権は事例情報の提供元企業に帰属します。

				※提供元企業 ① キヤノン (株) ② (株) リコー ③ コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株) ④ 東芝テック (株)
①	②	③	④	

関連した他の規格／類似例

注記

008 ネットワーク上のPC、サーバー又は記録装置への送信、又は保存

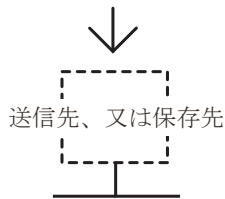
Save document to network device

機能定義 ネットワーク上のPC、サーバー又は記録装置へ送信する、又は保存する

考え方 送信先、又は保存先の対象物（PCあるいはサーバー、フォルダー、記録装置）と、ネットワークを意味するケーブル、保存を意味する矢印で表現する。送信先、又は保存先がネットワークに接続していることが明らかな場合は、ケーブルの表現をなくしても良い。

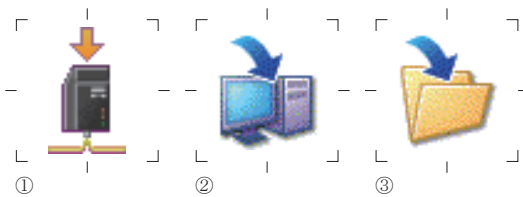


原形



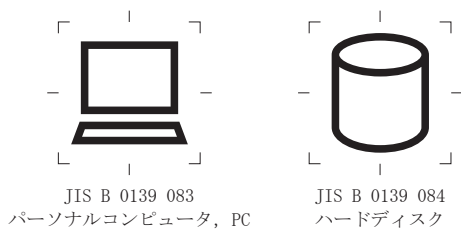
事例

掲載アイコンの著作権、所有権は事例情報の提供元企業に帰属します。



※提供元企業
 ①コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)
 ②東芝テック (株)
 ③東芝テック (株)

関連した他の規格／類似例



注記

複写機・複合機の操作画面アイコンガイドライン

第1部：送信系機能

解説

1 制定の趣旨

送信系アイコンに関し、統一的なアイコン内容を示すことができれば使用者のわかりやすさにつながる。アイコンの「考え方」と「原形」をメーカー間で共有することで、表現の幅があったとしても統一的な内容を提供できると考え、本ガイドラインを策定した。

本ガイドラインは、複写機・複合機のアイコン作成基準を示すものであり、色彩や具体的な意匠を規定するものではなく、各メーカーの創作自由度、使用範囲及び／又は使用者を制限しない。

2 活動経緯

アイコンは共通化することで使用者のわかりやすさを得られる反面、各社は独自性があり、かつ、商品の操作体系の中で最適なアイコン表現を必要としており、適切な指針作りが困難であった。例えば「Eメール」を「和洋、封筒、はがき又は切手を問わず郵便物の絵」とすると観念的に統一規定できるが、実際の意匠がばらつく。一方、詳細な意匠での規定は、各社の独自の表現を限定する。

またGUIの色彩や解像度はデバイス仕様に依存しており、技術進歩によって性能は日々変化し異なった仕様間では表現も変わる。更には機器操作部に添付される図記号と統一性が図られていることが望ましい。

UIデザインプロジェクトにて、これらの問題に対処するため、2008年度に送信系アイコンの整合化検討に着手した。作成にあたっては各WGがそれぞれの専門性を生かした協業体制とした。UIデザインプロジェクトが案件抽出と機能定義を、UI用語WGが日本語の用語確認を、ビジュアルランゲージWGが機能定義確認、規定方法案出、デザイン及びガイドライン発行を分担した。とくにGUIで機能を図像化したアイコンは、操作の手がかりであり、その標準化を目指したガイドライン策定は使用者へわかりやすさを提供する有効な方策といえる。

3 今後の課題

今後は、このガイドラインの有効性を確認していくと共に、利活用者からの必要性又は要望度合によって案件数を拡大したい。